

令和5年8月28日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社忠英建設

期間: 令和5年8月28日から令和5年10月27日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社忠英建設が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

令和5年8月28日
近畿地方整備局

株式会社忠英建設に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社忠英建設は、令和5年6月27日付けで建設業許可部局(京都府)より、以下の監督処分を受けた。

審査基準日令和4年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となった。

2. 指名停止措置理由

株式会社忠英建設が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社忠英建設

京都府京都市伏見区横大路畔ノ内102-11

代表取締役 山本 忠司

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年8月28日から令和5年10月27日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)